

「神奈川県青少年保護育成条例の改正の方向性（案）」に関する意見募集の結果

意見募集期間 平成 29 年 7 月 10 日（月曜日）～ 8 月 8 日（火曜日）

意見提出者数 9 者（団体 3 個人 6）

意見件数 12 件

意見内容の分類

意見内容区分	延べ件数
1 方向性全体に関する意見	7 件
2 規制対象に関する意見	3 件
3 禁止行為に関する意見	2 件
合 計	12 件

意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 条例改正骨子案に反映する意見	6 件
B 今後の取組の参考とする意見	3 件
C 条例改正骨子案に反映できない意見	0 件
D その他（感想・質問等）	3 件
合 計	12 件

平成 29 年 12 月

神奈川県県民局次世代育成部青少年課

「神奈川県青少年保護育成条例の改正の方向性（案）」に対する提出意見と  
県の考え方

反映区分 A：条例改正骨子案に反映する意見 B：今後の取組の参考とする意見  
C：条例改正骨子案に反映できない意見 D：その他（感想・質問等）

整理 番号	意見区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	1 全 体 に 関 する 意 見	青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為を防止するための今回の条例改正によって、青少年の健全育成の一層の強化になればよいと思う。	D	ご意見を踏まえ、改正手続を進めてまいります。
2		JKビジネスに関わっている女子高校生の状況について話があり、それによると、学校は、警察からの情報で初めて内情が分かったとのこと。また、関わっていた女生徒は、目立たない子や生徒会役員をしているような子までいるということで、どれほど巧妙な手口、誘いが行われているのかと恐ろしさを感じる。	D	ご意見を踏まえ、改正手続を進めてまいります。
3		神奈川県青少年保護育成条例の改正の方向性（案）に賛成である。現在の高校生がJKビジネスに関わっても、申出がない限り周囲の大人に分かりにくい形で広まっている。条例として「JKビジネス」がどのようなものを明確にし、摘発し、裏社会の根絶に向けて行政として組織的に推進することを望む。JKビジネスから薬物へと社会的経験の未熟な女子生徒が深みに落ちていくことを防止することを望む。	A	規制対象の営業について定義を明確にし、当該営業に関し青少年に従事させたり、客としたりすることを禁止します。また、違反した者に対する営業停止命令や罰則規定を設けます。さらに、勧誘行為等の禁止や青少年の立入禁止表示義務などの規定も設け、規定の実効性を高めます。
4		是非きちんと実効性のある規制をしてください。	A	条例に違反した者に対する営業停止命令や罰則規定を設けます。
5		女の子を育てている母親の立場としては「JKビジネス」など青少年の健全育成を阻害するすべての行為に対して強く規制をしていただくことを希望する。	A	無店舗型の営業を含め、規制対象を拡大します。

6		改正の方向性には大いに賛成であるが、既に東京都が新たな条例を設けて取り締まりを始めている現状では遅きに過ぎるのではないかと。手続きに時間がかかるのは分かるが、即効性を謳うのなら、東京都の条例と同じ内容でいいので、神奈川県としても早急に改正手続きを進めるべきではないか。子育てのし易い、安全安心な神奈川県になることを期待している。	B	できる限り早期に改正できるよう作業を進めてまいります。
7		東京都では、警視庁の条例が施行されているという現状に鑑みれば、神奈川県が遅れをとっていることは否めませんが、青少年の保護のために是非とも早期に改正を実現してほしい。	B	できる限り早期に改正できるよう作業を進めてまいります。
8	2 規 制 対 象 に 関 する 意 見	規制、対象をさらに広げるべきだと思う。特に無店舗型への対策が必要である。	A	無店舗型営業についても、規制対象を拡大します。
9		「性的感情を刺激する」という表現があるが、何に刺激されるか、興奮するかは人それぞれであり、この部分はJKビジネスの抜け道として用いられそうだった。	A	性的感情を刺激するおそれがある営業について、規則で具体的に規定します。
10		稼ぎたいと考える青少年の場合、無店舗型の取締はより難しそうだと感じた。(青少年側からすると、無店舗の方がリスクが低そうに思い、参加しやすいイメージがある。また青少年であることを隠すことも容易そうである。)	B	東京都の取締方法なども参考にしながら、無店舗型営業の実態を把握していきます。
11	3 禁 止 行 為 に 関 する 意 見	青少年の雇用・勧誘・立入を禁止するとあるが、身分証のチェックができない中、あくまで貼り紙等の注意喚起レベルのものになるのか。	A	これらの禁止行為に違反した者に対する罰則規定を設けます。
12		指定制ではなく、すべての青少年の雇用・立入・勧誘を禁止するというのは、とても良いと思う。このような営業を行う組織は逃げ足が速いイメージがあるので、すぐ対応できる条例は必要だと感じる。	D	ご意見を踏まえ、改正手続きを進めてまいります。